

第240回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和4年10月21日

アクロス福岡 大会議室

午前10時30分 開会

(高橋都市計画課長補佐) それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の高橋と申します。

本日は20名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

まず、A4判の1枚物の資料が3部ございまして、それぞれ本日の配席図、当審議会の委員名簿、そして本日の会議の次第でございます。

続きまして、議案の資料でございまして、まず、A4判の資料にA3判の図面をホチキス留めしたもので、左上に第3827号議案と記載されたものでございます。

次に、A3判横の資料で、左上に第3827号議案、真ん中に委員用資料と記載されたものでございます。

次に、A4判の資料にA3判の図面をホチキス留めいたしまして、左上に第3828号議案、第3829号議案と記載されたものでございます。

次に、A3判横の資料で、左上に第3828号議案、第3829号議案と記載され、真ん中に委員用資料と記載されたものでございます。

最後にA4判で、表題が都市計画法及び政令（抜粋）と記載され、左側がホチキス留めされた資料でございます。

配付資料は以上8点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。ありがとうございます。

今、委員1名の方が到着されましたので、本日は21名の委員の皆様が御出席でございます。

それでは、会議に入りますけれども、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により会長が行うこととされておりますので、折登会長、よろしくお願いいたします。

(折登会長) それでは、定足数に達しておりますので、第240回福岡県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきますので御了承願います。番号につきましては、配付資料の

審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もございますので、挙手をさせていただきますとマイクをお持ちいたします。御自分のお名前を述べてから発言されますよう、よろしく申し上げます。

本審議会は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、審議について報道してくださるとのことで報道機関の方が取材にお見えになっています。撮影の時間をしばらく取りたいと思いますが皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、若干、撮影の時間を設けます。

〔 撮 影 〕

(折登会長) では、前回の審議会において申し上げましたが、これまでこの審議会の会長職務代理者を務めていただいております1号委員の坂井委員が任期満了により退任されました。そのため、後任の会長職務代理者を指名する必要があります。これについては、条例第4条第3項の規定において「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっておりますので、会長である私から指名することとなります。

都市計画に関する審議会ですので、会長職務代理者として、都市計画が御専門の7番、吉武哲信委員を指名させていただきたいと思っております。皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、吉武委員よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。新型コロナウイルス感染症が流行していることから、会議があまり長時間にならないよう、議案の説明者は簡潔明瞭な説明をお願いいたしたいと思っております。また、委員の皆様方におかれましても、会議の効率的な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

では、審議に入ります。本日、御審議いただきます議案は、第3827号から第3829号の3議案となっております。

まずは、第3827号議案について、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 福岡県の都市計画課長の高橋でございます。本日は3議案の御審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、まず、第3827号議案について御説明させていただきます。基本的にスクリーンで説明をさせていただきますが、お手元の委員用資料も併せて御覧いただければと思います。

この議案は、北野大刀洗都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。本議案で御審議いただくのは、大刀洗町内の都市計画道路2路線でございます。

大刀洗町は、福岡県の中南域を占める筑後平野の北東部、筑後川の中流域北岸に位置する人口約1万6,000人の都市でございます。

まず、今回、計画変更を予定している大刀洗町の、図面の右上の方でございます本郷駅を中心とした本郷地域、それから、図面の右下の方でございます大堰駅を中心とした大堰地域の概況について御説明いたします。

この地域は、一級河川筑後川水系小石原川、陣屋川の二つの河川が南北に平行して流れています。その二つの河川の間には、西鉄甘木線が南北に走っており、本郷駅、大堰駅と二つの駅を中心に市街地が形成されております。

周辺の道路といたしましては、北東側の朝倉市と南西側の久留米市中心部を結ぶ主要な道路である国道322号が地域を北東から南西に走っており、現在バイパス整備等が進められております。

また、東西方向には、県道鳥栖・朝倉線や塔ノ瀬十文字小郡線、南北方向には、県道中尾大刀洗線や富田大城線があり、道路のネットワークを形成しているところでございます。

続きまして、今回変更を行う2路線について御説明いたします。

オレンジ、黄色で示している路線でございます。まず、大堰駅前線でございますけれども、県道鳥栖・朝倉線と都市計画道路陣ノ内富多線の交差点を起点といたしまして、交差点から西に向かい、大刀洗町役場前を通過して、用途地域境に至る延長約260メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線で、県道鳥栖・朝倉線の一部を構成しております。

次に、陣ノ内富多線は、国道322号と県道中尾大刀洗線との交差点を起点とし、一級河川陣屋川を渡り、西鉄甘木線沿いを南下し、大堰駅前を經由して久留米市北野町境に至る延長2,490メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線で、県道中尾大刀洗線と富田大

城線の現道の一部を構成しております。また、この都市計画道路陣ノ内富多線と併せて、大堰駅前には駅前広場として約2,720平米の広場が計画されております。

なお、今回の変更に伴い、大刀洗町において1路線、町決定で関連する都市計画道路の変更を実施しており、そちらは青線で表示をしてございます。

続いて、都市計画変更する路線ごとに現在の状況を御説明させていただきます。

まず、大堰駅前線でございますが、こちらは全長約260メートル、車道2車線、4メートルの歩道を両側に備えた、幅員17メートルで計画しております。

現状といたしましては、計画幅員17メートルが確保されている区間はございませんが、車道2車線と片側歩道が確保された幅員9メートルの現道が既に整備されております。

今回、都市計画道路の廃止をするわけでございますが、その理由でございます。地域の現況のスライドで説明いたしました国道322号バイパスの整備により、通過交通の国道322号へのさらなる転換が進み、生活道路の性格を有する大堰駅前線との役割分担が一層進むと考えております。また、スライドの右側、赤破線の大堰駅前交差点においては、地元から以前より安全対策を望まれておりましたが、今年度から交差点改良事業に着手することとなりました。

こちらは、大堰駅前交差点改良の事業の概要でございます。交差点改良事業によりまして車道幅員が広くなるとともに、大堰駅前交差点から役場前までの間、両側の歩道が整備されることとなり、大堰駅から役場までの歩道ネットワークの目途が立ったところでございます。

現在の県道鳥栖・朝倉線は、車道2車線、片側歩道があり、都市計画道路大堰駅前線の計画幅員17メートルが確保されているものではございませんが、この大堰駅前交差点の改良事業、交差点付近の両側歩道整備が進むことから、交通機能を代替でき、歩行者の安全性の向上も図られると考えております。このようなことから、本路線につきましては、都市計画道路として計画性を残す必要性が低下しているというところでございます。

続きまして、陣ノ内富多線です。こちらにつきましては、全長約2,490メートルにおいて、車道2車線、歩道を両側に備えた幅員17メートル、一部区間は幅員13メートルで計画しております。

現状につきましては、既に車道2車線が確保された幅員約8メートルの現道が既に整備されており、歩道につきましても、一部区間を除き片側ではありますが車道と分離した歩道が整備されております。

今回、都市計画道路の廃止をする理由でございます。本路線も先ほどと同様に、国道322号バイパスの整備によりまして、通過交通の国道322号へのさらなる転換が進み、生活道路の性格を有する陣ノ内富多線との役割分担が一層進むと考えております。また、前のスライドで御説明いたしました大堰駅前交差点の改良事業により、右折レーンも整備され、安全性も向上いたします。

現在の県道中尾大刀洗線、富田大城線は、車道2車線あること、小学校、役場やスーパーなどが立地している西側には片側歩道の整備が進んでいることから、都市計画道路陣ノ内富多線の計画幅員17メートルは確保されておりましたが、交通機能を代替でき、歩行者の安全性も一定程度確保されていると考えております。このようなことから、本路線につきましては、都市計画道路として計画を残す必要性が低下していると考えております。

続きまして、大堰駅の駅前広場でございます。こちらにつきましては、現在、駅の東側に、青で示してございますけれども、駐輪場と自動車の待機場を備えた約550平米の広場が既に整備をされてございます。

また、大堰駅前広場の都市計画につきましては、都市計画道路陣ノ内富多線と大堰駅の間にできるスペースを利用した駅前広場というものを計画していたものでございますが、今回の都市計画道路の廃止によりまして、駅前広場の用地が確保できないことや、駅前広場の機能を有した既存の広場が駅の東側にあり、機能を代替できるといったことから、駅前広場についても計画を廃止するものでございます。

続きまして、地元への説明状況について御説明いたします。

都市計画道路の変更に先立ちまして、今年の2月に大刀洗町が地元の方々へ都市計画道路の変更案の説明を2回行っており、本郷地区ふれあいセンターで34名、大堰地区の大刀洗中央公民館で23名、合計57名の方が参加しております。

説明会では、大堰駅前交差点を安全にしてほしい、大堰駅前交差点に信号を設置してほしい、今後の歩道整備はどうなるのかといったような意見があったところでございます。町の方からは、交差点の安全確保に向けた取組を、道路管理者である県と調整していくこと、歩道につきましては、小学校の通学路など必要な箇所の整備は終わっており、今後も必要性に応じて道路管理者である県と調整していくというふうに回答してございます。

説明会后、前のスライドでも御説明いたしましたが、今年度から県が大堰駅前の交差点改良事業に着手したことから、交差点の安全性の向上が今後図られていくということになります。また、信号につきましても今後警察と協議していくと伺っております。

最後に、これまでの都市計画法の手續と今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

今年の4月11日に町から都市計画道路の変更に係る原案の申出を受けまして、6月6日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は2名おり、公述の申出がございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、9月1日から2週間、都市計画案の縦覧を行っております。縦覧者は2名でございまして、意見書の提出はございませんでした。また、大刀洗町へ意見照会を行ったところ、町の都市計画審議会で御審議いただき、原案のとおりで異存はないとの回答を頂いております。

今後のスケジュールでございますが、本日委員の皆様にご承認いただけましたら、都市計画道路の廃止の告示を行ってまいる予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(辰巳委員) 辰巳でございます。今回、片側歩道が残るということですが、今回のこの原案に関して特に反対というわけでは、異議はないんですが、一つ確認をさせていただきたい点がございます。

片側歩道の場合、歩道がない側の施設への出入りに対しての乱横断のおそれがあるかと思えます。それで、適切な位置に横断歩道を設置するなどの対策も必要かと思うんですが、その辺りの安全性についてどのような状況か教えていただけますでしょうか。

(折登会長) それでは、安全性の御回答をよろしくお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 御質問にお答えいたします。横断歩道の設置ということでございますけれども、今後施設がどういうふうに配置されていくかといった状況を見ながら、町の方から道路管理者と調整していくと伺っております。

(辰巳委員) 分かりました。

(折登会長) 他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより本議案の採決を行います。

第3827号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

続きまして、議案番号3828号及び3829号の2件については、今回変更する路線が二つの町にまたがるため、町ごとに議案として分かれておりますが、一続きの道路についての変更でありますので、一括して議題といたします。では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 続きまして説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思っております。

今、会長からもお話がありましたように、この二つの議案につきましては関連する都市計画道路の変更でございますので、一括して説明をさせていただきます。

この議案は、遠賀広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。スクリーンとお手元の委員用資料、委員用資料は今回、後ろに1ページ、2ページと2枚ついておりますので、両方併せて御覧いただければと思っております。

それでは説明させていただきます。本日御審議していただくのは、水巻町と遠賀町の都市計画道路3路線でございます。

両町は福岡県の北部に位置し、人口は、水巻町が約2万8,000人、遠賀町は約1万9,000人となっております。

続きまして、地域の概況を御説明いたします。

まず、道路網についてですが、東西軸につきましては、両町の中央部を国道3号、北部を主要地方道北九州芦屋線、遠賀町内の一般県道黒山広渡線、一般県道岡垣遠賀線といった路線で構成されております。また、南北軸につきましては、水巻町内の主要地方道直方水巻線、一般県道水巻芦屋線、一般県道中間水巻線、遠賀町内の主要地方道直方芦屋線、主要地方道宮田遠賀線、一般県道浜口遠賀線といった路線で構成されてございます。

なお、両町の間は一級河川遠賀川が流れており、二つの橋梁が整備されているところでございます。

次に、公共交通機関ですが、両町にはJR鹿児島本線が東西に通り、それぞれ遠賀川駅、水巻駅がございまして、また、水巻町内はJR筑豊線が通っておりまして、町内に東水巻駅がございまして、両町とも、役場、駅、主要道路を中心として市街地が形成されてございます。

次に、変更を予定している都市計画道路について御説明いたします。委員用資料の2ページ目を併せて御覧いただければと思っております。



今回、都市計画変更を予定している道路は赤線で示している3路線になります。水巻町内の古屋伊左座線、それから、大下・上前田線、遠賀町内の広渡・老良線の3路線になります。

なお、今回の変更に伴い、各町においても1路線ずつ町決定で関連する都市計画道路の変更を実施してございまして、こちらは青線で表示をしております。

また、左の図の赤線内の色は整備状況を示しており、黄色は未整備、青は概成、黒は整備済みとなっております。

まず、左側の方で、現在の都市計画道路の状況について御説明いたします。

初めに、画面右下の方の古屋伊左座線でございます。水巻町の南部を横断して、遠賀川沿いに中間市境まで至る延長約3,600メートル、幅員16メートル、2車線の都市計画道路です。一部新設区間がございますが、大部分が県道及び町道上に都市計画決定されております。

本路線の整備状況につきましては、北九州境から遠賀川までの間は一部完成しておりますが、大部分が未整備となっており、遠賀川の堤防上の県道部分につきましては、整備が完了しているという状況でございます。

次に、遠賀川右岸沿いの大下・上前田線でございます。遠賀川の堤防上を縦断し、古屋伊左座線へと至る延長約5,000メートル、幅員13メートル、2車線の都市計画道路です。こちらの路線は、県道直方水巻線上に都市計画決定されており、全線で整備が完了しております。

最後に、遠賀川左岸沿いの広渡・老良線でございます。遠賀川堤防上を縦断する延長約1,620メートル、幅員12メートル、2車線の都市計画道路でございます。県道直方芦屋線上に都市計画決定されており、起点部分で一部整備済みの区間がございますけれども、大部分は概成といった状況になってございます。

続きまして、右側の方で変更の概要を御説明したいと思います。

まず、古屋伊左座線でございますが、終点を、現在の中間市境から、遠賀川を渡河した遠賀町の大字老良字村下へ変更いたします。川の左岸側の方でございます。

次に、広渡・老良線でございますが、先ほど説明いたしました新たな古屋伊左座線の終点まで延伸いたしまして、新たな道路ネットワークを形成いたします。

また、大下・上前田線につきましては、これまで古屋伊左座線が受け持っていた中間市境までの道路ネットワークを引き続き維持すべく、中間市境まで延伸いたします。

以上の変更によりまして、当地域における東西の道路ネットワークを新たに形成するものでございます。

次に、今回の変更を行う理由について御説明いたします。こちらに現状の地域における課題をまとめてございます。

まず、両町の拠点間のアクセスが制限されているという点でございます。現在、遠賀町におきましては、JR遠賀川駅の南側、赤色の着色部分でございますけれども、土地区画整理事業を実施してございます。また、水巻町におきましても、青色の点線で囲った部分でございますけれども、JR東水巻駅周辺等整備基本構想の策定を進めてございまして、新たな拠点の整備や計画が進められているという状況でございますが、一方で、当地域では両町の間を流れる遠賀川により、川を渡る地点が限られ、拠点間のアクセスが制限されているといった状況でございます。

次に、周辺道路の混雑についてでございます。写真に画面下側の中間大橋と画面中央の国道3号の遠賀川橋の混雑状況を示してございますが、遠賀川を渡る橋梁が限られているといったことから、周辺道路では朝夕を中心として混雑が発生しているといった状況でございます。

最後に、災害時の避難路ですとか緊急車両の通行が限定されているといった点でございます。遠賀川を渡る橋梁が少ないことから、災害時の避難路が限定されており、緊急車両や支援車両の通行に支障を来すことが危惧されております。さらに、九州縦貫自動車道や遠賀川の橋梁が通行止めになった場合は、周辺で交通が麻痺してしまうおそれがあるというふうに考えてございます。

このような課題を解決するために、今回都市計画道路の変更を行うものでございますが、この変更によって期待される効果について御説明いたします。

まず、新たな橋梁ができ、東西軸が整備されるといったことにより、両町が整備する新たな拠点間のアクセス性が向上いたしまして、両町の地域の活性化が見込まれると考えてございます。さらに、北九州方面とのアクセス性も向上し、黒崎の副都心などとの広域的な拠点間連携の強化にも寄与していくことが期待されます。

次に、周辺道路の混雑の緩和についてです。遠賀川に橋梁が一本増えることによりまして、新たな東西軸が整備され、既存の橋梁も含め、周辺道路の交通の分散が図られ、混雑の緩和に寄与すると考えております。

また、新たな避難路や緊急車両や支援車両の通行路がこの新しい橋梁によって確保され

ることにもなり、災害時の当該地域の安全性、安心性の向上に寄与していくと考えてございます。

続きまして、各路線の変更の概要について御説明させていただきます。

まず、古屋伊左座線でございます。終点部を、中間市境から、遠賀川を渡河した遠賀町大字老良字村下へ変更いたします。これにより、延長が3,600メートルから2,910メートルへと変更になります。代表幅員は16メートルで変更ございません。幅員の内訳は、車道が6メートル、両側に3メートルの自歩道、車道と歩道の上に1.5メートルの植樹帯が計画されてございます。

なお、遠賀川の渡河部、橋梁部につきましては、幅員14メートルとなっております。車線数は2車線でございます。

続きまして、大下・上前田線についてでございます。古屋伊左座線の変更によりまして、一部廃止となる区間につきまして、道路ネットワークの維持を図るため、本路線の延伸を行うものでございます。これにより、延長5,000メートルから6,000メートルへと変更いたします。代表幅員は12.5メートルで変更ございません。図面上の表記は整数止めとなるため、13メートルという表記になってございます。

本路線につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、整備が完了してございまして、幅員構成は車道が6メートルの2車線で、東側、川の反対側に3.5メートルの自歩道が整備されてございます。

最後に、遠賀町の広渡・老良線につきまして、御説明いたします。古屋伊左座線の終点の変更に伴いまして、新たなネットワークを形成するために、古屋伊左座線の終点部、新たな橋梁のところまで延伸をいたします。これにより、延長が約1,620メートルから2,910メートルへと変更になります。代表幅員は12.5メートルで変更ございませんが、こちらは図書の表記の幅員に誤りがございましたので、今回13メートルへと表記を改めるものでございます。

幅員構成は車道が6メートルの2車線、こちらは西側、川の反対側の方で、3.5メートルの自歩道を計画してございます。

続きまして、地元への説明状況について御説明いたします。都市計画道路の変更に当たりまして、両町が地元の方々へ説明を行ってございます。

まず、水巻町でございますが、今年の3月に説明会を3回開催いたしまして、延べ81名の方に参加いただいております。説明会では「いつ道路ができるのか」「何メートルの幅

員の道路になるのか」「道路の位置はどの程度変わるのか」といった質問が出されており、それに対して町から、道幅や位置について、計画についての回答を行っているところでございます。

次に、遠賀町でございます。こちらにつきましては、今回の変更が遠賀川の河川用地内で収まり、新たな地権者が発生しないといったことから、地元説明会ではなく該当区である老良区長へ内容を説明し、区の役員会で周知を図ってもらい、意見の集約をしていただくという方法を取ってございます。都市計画道路の変更に対しての意見はなかったということでございます。

都市計画道路の変更につきまして、両町において、それぞれの状況に応じ、説明が地元の方へされていると考えてございます。

最後に、これまでの都市計画法の手續の状況と今後のスケジュールにつきまして、御説明させていただきます。

今年の4月27日に両町から都市計画道路の変更に係る原案の申出を受け、6月28日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行ってございます。閲覧者は1名、公述の申出がございませんでしたので、公聴会は開催いたしておりません。

次に、9月2日から2週間、都市計画の案の縦覧を行ってございます。縦覧者はゼロ名で、意見書の提出もございませんでした。

同時に、水巻町と遠賀町へ意見照会を行ったところ、両町の都市計画審議会で御審議をいただき、原案のとおりで異存はないとの御回答を頂いております。

続きまして、今後のスケジュールでございますが、本日、都市計画審議会で御承認いただけましたら、都市計画道路変更の告示を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、御質問、御異議はございませんでしょうか。

お願いします。

(吉武委員) 吉武でございます。議案については賛同しておりますが、一つ確認をさせていただきます。古屋伊左座線ですか、東側から川を渡って、西側に行って川を渡り切ったところは、今、都市計画道路だけの絵を見ますと、川を渡ると右折するという形になっているんですが、細かい図面を見ますと、直線で田んぼの方に入っていく道路があります。そこが抜け道になっていくなど、将来的に竣工した後でそういう心配がないのかと少し気になっております。周りには住宅もありますので、通学路も含めて、むしろ竣工して、運用

が始まった後、その辺りを御注意いただきたいということでございます。

(折登会長) 御回答が何かありましたら、よろしく申し上げます。

(高橋都市計画課長) 委員御指摘のとおり、新しく橋梁を造った先には町道がございまして、そこに抜けられるようになってございます。今、御指摘の点につきましては、今後よく確認をして、お伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(折登会長) よろしいでしょうか。それでは、他に御意見、御質問ございましたらよろしくお願いたします。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) では、御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

まず、採決の方法について皆様方にお諮りいたします。採決は、両議案一括して行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、御異議はありませんので、そのように執り行います。

それでは、第3828号、第3829号の2件について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、辰巳委員と吉武委員にお願いいたします。

なお、次回審議会については、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様方におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。

午前11時15分 閉会

以上のとおり、第240回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長 新 隆 善 紀

議事録署名委員 吉 武 哲 信

議事録署名委員 辰 巳 若